



2015年 5月 8日

各 位

会社名 セコム上信越株式会社
代表者名 代表取締役社長 小松良平
(コード番号 4342 東証第二部)
問合せ先 取締役総務人事部長 霜鳥浩二
(TEL. 025 - 281 - 5000)

内部統制システムの基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定された「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」(内部統制システムの基本方針)の改定を決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、改定後の全文は下記のとおりです。

記

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 総論

本決議は会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は各々の担当役員の下で早急に実行されなければならない、また不断の見直しにより改善が図られるものである。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、法令・定款遵守(コンプライアンス)を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準(反社会勢力との関係遮断を含む)を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。コンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

- (1) 当社の事業にとって不可欠な要件は法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。従って当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、その推進について特定の部署、特定の担当役員が責任を持つ体制をとるべきではない。コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であり、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、更に各担当役員が所管部門を統括し、代表取締役社長が全社を統括する。
- (2) 各分野別に責任を持つ担当役員は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運

営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務を管掌する総務部門その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。

- (3) 代表取締役社長の命により内部監査部門が適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。内部監査部門は、査察の結果を代表取締役社長に直ちに報告する。
- (4) 役職員は行動規範に反する行為を知ったときは隠することなくしかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等の通報手段として、内部監査部門へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
- (5) 会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題(コンプライアンスにかかわる事項を含む)を審査するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- (6) コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- (7) 財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録・決裁文書など)は、当社規程に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理態勢は、リスク管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、日々の事業活動そのものに組み込まれている。
つまり担当役員は代表取締役社長の統轄のもと、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、策定されている内規及び各種マニュアルを環境の変化に応じて修正を行う。内規、各種マニュアルには、リスクの分析と評価に基づく、予防策及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急態勢ならびに日常的なリスクモニタリング制度などを含む。
- (2) 担当役員は、リスクの分析・評価結果をリスク管理委員会へ報告する。リスク管理委員会は、発生する可能性のあるリスク全般を管理し、経営会議へ適宜報告するとともに、リスク管理体制の整備・維持に努める。
- (3) 当社のリスク管理体制の重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
大規模災害時及び平時のリスクは以下のとおり。

	リスクの分類
大規模災害時	a. 大規模災害リスク
平 時	b. コンプライアンスリスク
	c. システムリスク
	d. 業務提供に係るリスク
	e. 事務処理・会計リスク
	f. その他

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする運営・執行を行う。
- (2) その前提に立ち、当社は、職務の執行を効率的に行うため、執行役員制を導入し、意思決定と職務の執行の更なるスピード化を図る。
- (3) 当社は、通示達の周知や決裁文書による意思決定のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制を維持する。
- (4) 当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の親会社であるセコム株式会社が定めるセコムグループの経営理念、行動指針、内部統制システムの基本方針等に則り、内部統制の整備を行い、適正な業務運営に努める。
- (2) 子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、当社グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
- (3) 子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則って IT 統制を行う。当社の IT 担当役員は子会社の IT 運用状況について適時査察を行う。
- (4) 子会社取締役を兼務する当社取締役または使用人は、当社グループの情報及び運営理念の共有化を図る。また、当社代表取締役社長へ子会社における諸問題等を報告するとともに、当社グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。
当社代表取締役社長は、その結果を必要に応じ取締役会及び監査役会に報告する。
- (5) 当社代表取締役社長は当社の内部監査部門及び各担当役員に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。

また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社の内部監査部門へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は「コンプライアンスに関するセコムグ

ループの基本方針」に準拠し、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。

- (6) 子会社を当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
- (7) 当社監査役と子会社監査役によるグループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。
- (8) 当社は、当社グループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社との事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行する。
- (9) 子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、子会社は重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。
- (10) 子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営・執行を行う。
- (11) 当社及び子会社は、当社グループ総体としての「事業ビジョン」に基づく子会社の年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、社内事情に精通した使用人を常時1人以上配置した監査役室を設置する。また、監査役室とともに、必要に応じて内部監査部門が監査役の監査業務を補助する体制をとる。

8. 上記7.の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役補助者の人事異動は、事前に監査役の同意を得なければならない。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。また、監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。
- (3) 取締役は、監査役補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮しなければならない。

9. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

9-1. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。

イ. コンプライアンス委員会その他で決議された事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ. 毎月の経営状況として重要な事項

ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ. 重大な法令・定款違反

ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) (1)にかかわらず、監査役は必要に応じ随時取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

(3) 「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、内部監査部門より監査役へ報告される。

**9-2. 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者
その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告
をするための体制**

子会社の取締役、監査役、使用人等から「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、内部監査部門より監査役へ報告される。

**10.上記 9.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する
ための体制**

報告された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

**11.監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行につ
いて生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。

12.その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。
- (2) 監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じ重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
- (3) 当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

以 上